

パスポートの申請・受け取りは 下仁田町役場パスポート窓口で!



町で申請・受け取りができる人

- ◎下仁田町に住民登録している人
- ◎下仁田町以外に住民登録している人で下仁田町に通勤・通学しているなど町内に居所がある人(居所申請)
(注1) 下仁田町に住民登録している人は、原則として県のパスポートセンターでの申請はできません。
(注2) 居所申請については一定の条件がありますので、事前に町パスポート窓口へお問い合わせください。

町で申請することができるもの□

- 新規 → 初めてのパスポートを取得する場合・持っているパスポートの有効期間が切れた場合
- 切替 → パスポートの有効期間が1年未満になった場合・現在有効なパスポートを損傷した場合等
- 訂正 → 結婚等により氏名や本籍地(都道府県名)に変更があった場合
- 増補 → 査証(ビザ)欄に余白がなくなったため追加する場合(パスポート1冊につき1回限り)
- 紛失 → 有効期間のあるパスポートを紛失(盗難・焼失を含む)した場合
- 返納 → パスポートを返納する場合

- (注1) 申請に必要な書類は申請の内容によって異なりますので、事前に町パスポート窓口へお問い合わせください。
- (注2) パスポートの身分事項(氏名、性別、生年月日、本籍の都道府県名)に変更があったときには、原則として新たなパスポートを申請していただく必要があります。氏名または本籍の都道府県名のみの変更の場合は、現行法の下では「記載事項の訂正」を申請すること(訂正申請)も可能ですが、今後は旅券法が改正され、「記載事項の訂正」の制度が廃止となり、「記載事項変更旅券」という新たな方式のパスポートが、来年以降に導入される予定です。

町のパスポート窓口□

- 取扱窓口 総務課住民係(パスポート窓口)
- 取扱日 月曜日から金曜日
- 取扱時間 午前9時から午後4時30分

- (注1) 土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は取り扱いできません。
- (注2) 毎週水曜日(窓口延長時)は、午後7時までパスポートの受け取りのみ可能です。申請はできませんのでご注意ください。

申請から受け取りまでの期間

- ◎新規・切替申請
申請日から6日目以降(土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)
※10月1日から、新規・切替申請の受け取りまでの期間は「7日目以降」から「6日目以降」に変わりました。
- ◎訂正・増補申請
申請日から5日目以降(土・日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は除く)
(注1) パスポートの受け取り期限は6か月です。6か月を過ぎるとパスポートは失効してしまい、お渡しできなくなりますので、早めに取りに来てください。

申請についてのご注意

- ◎申請書は事前に用意し、日にちに余裕をもって申請してください。申請書は町パスポート窓口にあります。
- ◎混雑時には待ち時間が長くなるのが予想されますので、時間に余裕を持ってお越しください。

募集 保育所入園児募集



平成26年度の保育所入園児童を募集します。入園を希望される児童の保護者は申込書（関係書類添付）を提出してください。

※現在入園している園児は、家庭状況報告書、在職証明書等の関係書類の提出が必要です。

【町内保育園】

馬山保育園 (82) 2323

青倉保育園 (82) 2549

【年齢】

0歳以上の児童(平成26年4月1日現在)

【募集期間】

10月1日(火)～11日(金)

【入所基準】

保育所へ入所できる児童は、両親及び同居の親族が次のいずれかの事情にあるため、該当児童の保育ができない場合です。

- ①昼間に居宅外で仕事をするを常態としている。
- ②昼間に居宅内で家事以外の仕事をするを常態としている。
- ③妊娠中または出産後間もない。
- ④病気、負傷、または心身に障害を有している。
- ⑤長期にわたる病人や心身に障害を有する同居の親族を常時介護している。
- ⑥震災・風水害・その他の震災の復旧に当たっている。

【添付書類】

(両親及び同居で65歳未満の祖父母が次の事項に該当する場合)

- 在職証明書 勤めている場合
- 内職証明書 内職をしている場合
(一日平均4時間以上でないとし理由になりませんのでご注意ください。)
- 自営業証明書 農業または自営業の場合
- 母子手帳の写し 妊娠中の場合
- 診断書・介護証明書 病気または介護しなければならない人がいる場合

【申し込み先】

新規入園希望者 → 役場健康課福祉係

継続入園希望者 → 希望する保育園

※入所基準に該当しない場合は入園できません。また、入所基準に該当しても、定員を超えた場合には入園できないことがあります。

入所申込書および各種証明書の用紙は、健康課福祉係と各保育園にあります。

【問い合わせ先】 健康課 福祉係 (内線325・326)

10月の「保育園子育て応援(保育園体験)」活動計画



「保育園子育て応援(保育園体験)」は、在宅の3歳までの乳幼児と保護者及び妊婦さんが参加できます。参加ご希望の方は、希望される保育園へお問い合わせください。

保育園	馬山保育園	小坂保育園	青倉保育園
会場	保育園ホール	保育園園庭	保育園内
実施日	10/17(木)	10/12(土)	10/17(木)
時間	10:00～11:00	9:30～	10:00～11:30
対象児	妊婦さんと3才児まで	3才まで	妊婦さん～3才
内容	リトミック	「三世代交流運動会」に親子で参加して楽しく過ごす	赤ちゃんマッサージ
	乳幼児の育て方及び在園児との交流		親子ふれあい遊び
準備するもの	運動の出来る服装でお出かけください。		赤ちゃんマッサージはバスタオルを1枚ご用意下さい。動きやすい服装でご参加下さい
講師	リトミック講師 田中文華、蟻坂弘江 担当保育士 寒河江恵子	雨天の場合は園舎内で実施	参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

■問い合わせ先 馬山保育園 82-2323 小坂保育園 82-2116
青倉保育園 82-2549 下仁田町役場 健康課福祉係 (内線326)

10月期の児童手当 ▶ 10月10日(木)に各口座に振り込みますのでご確認ください。問い合わせ先 健康課 福祉係(内線326)

後納制度（国民年金保険料の納期限の延長）が始まりました。

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかった期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうこと（保険料納付や免除等の合計が合計25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるために、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金保険料を納めることができる期間が過去2年から10年に延長となる後納制度が始まりました。

ただし、既に老齢基礎年金の受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査をさせていただくことになります。（審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。）

詳しくは下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

（※）後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

国民年金保険専用ダイヤル

0570-011-050

高崎年金事務所 国民年金課

027-322-7731

年金

期限までに
「扶養親族等申告書」を
提出しましょう



老齢年金は所得税法により「雑所得」として課税の対象となります。支払われる年金から各種の控除を行い、残りの額から所得税が差し引かれるしくみとなっています。

各種の控除を受けるためには、毎年10月下旬から11月上旬にかけて日本年金機構から送られる「扶養親族等申告書」に、必要事項を記入して期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送られる老齢年金受給者は、次のとおりです。

- ・65歳以上で158万円以上の年金を受けている人
- ・65歳未満で108万円以上の年金を受けている人

この申告書を提出しないと、扶養控除等の控除が受けられず、税金が多く徴収されてしまうことがありますので、忘れずに提出しましょう。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかかりませんので、これらを受給している方には扶養親族等申告書は送られません。

扶養親族等申告書に関するお問い合わせは、ねんきんダイヤル『0570-055-11655』（P電話・PHSからは03-6700-11655）へ。